

建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について

標記の件につきまして、関係法令及びガイドラインを遵守のうえ、今一度安全管理対策について徹底していただきますようお願いいたします。

(1) 工事中機械の使用時における安全性の確保

工事中機械を使用するにあたって、あらかじめ作業計画を定め、建設機械の作業範囲はカラーコーン等で分けするなど明確な立ち入り禁止措置を講じること。

また、安全装置が機能しない状態を使用することのないよう法令に定められた適正な方法による作業を行い、定期自主点検、作業開始前点検等を実施すること。

(2) 足場及びはしご等からの墜落・転落防止対策

建設業における事故のうち、墜落・転落災害が多く占めていることから、墜落・転落災害防止に係る労働安全衛生規則の遵守徹底を図ること。

(3) 墜落制止用器具の適切な使用

フルハーネス型墜落制止用器具の使用について、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づく措置を適切に講じるとともに、「墜落制止用器具の規格」に適合した墜落制止用器具の使用を徹底すること。

(4) 転倒災害の防止

転倒災害は業種問わず最も多い災害の型であるため、「今後の転倒災害防止対策の推進について」に基づき転倒予防の取り組みに努めること。

(5) 交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく措置を適切に講じること。

(6) 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策

労働者に車両系建設機械を使用させる場合は、労働安全衛生規則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、転倒又は転落により労働者に危険が生じる恐れのある場合は、誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講じること。

(7) 高年齢労働者等の労働災害の防止

事業者は、高年齢労働者の就労状況や業務内容等の各事業場の実情に応じて、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を参照し、高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組み、職場環境の改善を図ること。

(8) 建設業における安全衛生教育・各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進

事業者は、「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」に基づき、建設工事に従事する労働者を対象に、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項について教育を受講させること。

また、建設業の安全衛生対策を推進するために、厚生労働省が各種ガイドラインを発出していることから、事業者はガイドライン等に基づく安全衛生対策を適切に措置すること。

(9) 事故発生直後の緊急連絡の徹底

万が一事故が発生した場合は、昼夜休日を問わず、直ちに必要な連絡先に連絡を行うこと。

○上記については、下請事業者に対しても周知徹底及び安全管理対策の措置を講じること。